

裁定委員会規程

最終改定日：令和5年3月15日

第1条 【目的】

本規程は、一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下、「Vリーグ機構」という）規約第78条に基づき、裁定委員会の運営に関する事項について定める。

第2条 【組織および委員】

- (1) 裁定委員会は、5名以内の委員をもって組織する。
- (2) 委員は、バレーボールに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者の中から理事会の同意を得て、代表理事会長が任命する。

第3条 【委員の任期】

- (1) 委員の任期は2年とし、再任することができる。
- (2) 委員に欠員が生じた場合に、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 【委員の解任】

委員が以下の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の承認の上、Vリーグ代表理事会長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) その他裁定委員会の委員としてふさわしくない行為があったとき

第5条 【委員長】

- (1) 裁定委員会には、委員長を置く。
- (2) 委員長は、委員が互選する。
- (3) 委員長は、裁定委員会を代表し、議事その他の会務を主宰する。
- (4) 委員長に事故があった場合は、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第6条 【会議および議決】

- (1) 裁定委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 裁定委員会は、委員長および1名以上の委員の出席がなければ、会議の開催または議決をすることができない。
- (3) 裁定委員会の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第7条 【審理の非公開】

裁定委員会の審理は、非公開とする。ただし、裁定委員会は、審理の公正が害されるおそれがなく、かつ相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

第8条 【申立人の資格】

裁定の申立てを行えるものは、次のいずれかとする。

- ①Vリーグ機構の社員
- ②Vリーグ機構に所属するチーム（Vリーグ参加内定チームを含む）
- ③Vリーグ機構に所属するチームの登録構成員（選手およびスタッフとして、Vリーグ機構に登録されているもの）
- ④Vリーグ機構の役職員（理事・監事および事務局の職員）
- ⑤Vリーグ機構の関係者（機構内会議体の委員、JURY、特別審判員等）
- ⑥Vリーグライセンス交付規則第19条に規定する不服申立人の資格を有するもの

第9条 【申立て手続き】

（1）裁定の申立てを行う者（以下、「申立人」という）は、裁定委員会に対し、次の書類を提出しなければならない。

- ①裁定申立書
- ②申立人の主張を裏付ける書証がある場合は、その原本または写し
- ③代理人による申立てを行う場合は、委任状

（2）前項①の裁定申立書には、次の事項を記載しなければならない。

- ①当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する。）および住所
- ②代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
- ③裁定の申立ての趣旨
- ④裁定の申立ての理由および立証方法

（3）申立ての手数料は1件につき金10万円とし、申立てと同時に納付しなければならない。

第10条 【申立ての受理および通知】

（1）裁定委員会は、前条に適合する裁定の申立てがあったときは、これを受理するとともに、申立ての相手方（以下、「被申立人」という）に対し、その旨を通知する。

（2）前項の通知には、裁定申立書を1部添付しなければならない。

第11条 【答弁】

（1）被申立人は、前条の通知が到達した日から30日以内に、裁定委員会に対し、次の書類を提出して答弁することができる。

- ①答弁書
- ②答弁の理由を裏付ける書証がある場合は、その書証の原本または写し
- ③代理人により答弁を行う場合は、委任状

（2）前項①の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。

- ①当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
- ②代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
- ③答弁の趣旨
- ④答弁の理由および立証方法

第 12 条 【答弁の受理および通知】

- (1) 裁定委員会は、前条に適合する答弁があったときは、これを受理するとともに、申立て人に対し、その旨を通知する。
- (2) 前項の通知には、答弁書を 1 部添付しなければならない。
- (3) 裁定委員会は、前条に定める期間内に被申立人から答弁書が提出されなかった場合は、申立人の主張を認める裁定を行うことができる。

第 13 条 【提出書類の部数】

本規程により申立人または被申立人が提出する書類の部数は、委任状を除き 3 部（原本を提出するときは、その写しを含める）とする。ただし、当事者が 3 名以上の場合は、当事者 1 名につき 1 部増加する。

第 14 条 【申立て内容の変更】

申立人は、被申立人に対し裁定申立ての通知が発信された後においては、裁定委員会の承認を得なければ申立ての内容を変更することができない。

第 15 条 【訳文の添付】

当事者が裁定委員会に対して提出する書面が外国語で記載されている場合には、日本語の訳文を添付しなければならない。

第 16 条 【代理人】

弁護士および裁定委員が承認した者以外は、申立人または被申立人の代理人となることができない。

第 17 条 【審理または調査のための権限等】

裁定委員会は、申立ての審理のために必要と認めた場合は、第三者による証言もしくは鑑定人による鑑定を求め、または資料の提出を命じることができる。

第 18 条 【費用の負担】

前条の調査に要する費用は、原則として当事者が負担する。

第 19 条 【裁定】

- (1) 裁定委員会は、申立ての内容を調査・審理したうえで、委員長および審理に参加した委員が署名押印した裁定書を作成し、これを代表理事会長に提出しなければならない。ただし、ライセンス審査に関する決定に対する不服申立手続の裁定書は、不服申立人に送付しなければならない。
- (2) 裁定書には次の事項を記載する。
 - ①当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
 - ②代理人があるときは、その氏名および住所
 - ③主文（裁定委員会の判断の結論）
 - ④判断の理由

⑤裁定書の作成年月日

⑥申立手数料およびその他の費用を負担する当事者およびその割合

第20条〔和解〕

(1) 申立て後に当事者が和解した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めたときは、その和解の内容を裁定書に記載する。

(2) 前項の場合、裁定書の記載事項は前条1項①、②および⑤ならびに2項を準用する。

第21条 〔裁定委員会の運営細則〕

裁定委員会は、裁定委員会の会議その他運営に関する細則を定めることができる。

第22条 〔改正〕

本規程の改廃は理事会の決議により、これを行う。

附則

1. 本規程は、平成18年12月1日から施行する。

<改定履歴>

平成26年11月19日	第7条の「Vリーグ機構に所属するチーム」にVリーグ準加盟チームも含まれる旨を追加した。
平成30年11月21日	平成30年11月21日の理事会にて、準加盟制度の廃止とライセンス制度の導入に伴い、第7条2項の「準加盟」を「参加内定」に、第7条3項の「チーム役員」を「スタッフ」に変更した。
令和元年6月20日	令和元年6月20日の理事会にて、Vリーグ機構規約の改定に伴い、本規約に対応する条番号の修正を行った。
令和元年8月28日	令和元年8月28日の理事会にて、Vリーグライセンス交付規則の改定に伴い、条項の追加を行った。
令和5年3月15日	第4条の「Vリーグ機構理事会」から「理事会」に他条文の表現と統一し、変更した。 第22条の改正手続きを「本規程の改正は、運営会議の発議に基づく理事会の決議」から「本規程の改廃は理事会の決議」に変更した。